

埼玉県少子化対策協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県と埼玉県内の市町村が連携し、埼玉県における少子化対策を検討するために、埼玉県少子化対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、議長、委員をもって構成する。

2 議長は、埼玉県福祉部少子化対策局長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる委員で構成する。

4 議長は必要に応じて、各副市町村長の出席を求めるものとする。

(会議)

第3条 協議会は、議長が招集し、主宰する。

2 協議会は、埼玉県と埼玉県内市町村が取り組む少子化対策について、地域ごとの課題の把握及び分析を行い、その分析結果に基づいた効果的な少子化対策の検討を行う。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

4 議長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会の設置)

第4条 少子化対策に関する詳細な検討を行うため、協議会に分科会を置く。

(分科会)

第5条 分科会は、少子化対策に関するテーマごとに設置することとし、所管するテーマに関する具体的な事業案の検討を行う。

2 分科会の委員は、協議会によって指名された市町村の少子化対策実務担当者及び議長が指名した県の少子化対策実務担当者で構成する。

3 分科会長は、分科会の委員の互選によって選任する。

4 分科会長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、埼玉県福祉部少子政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

別表（第2条関係）

埼玉県少子化対策協議会委員

議長	埼玉県福祉部少子化対策局長
委員	埼玉県内市町村の少子化対策主管部課長（相当する職を含む）